

安八町告示第81号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

平成29年11月29日付で提出されました住民監査請求書〔安八町職員措置請求書(以下「請求書」という。)〕について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

平成30年 1月28日

安八町監査委員 清 伸二
安八町監査委員 山中美恵子

記

第1 監査の請求

1 請求人



2 請求書の受付

平成29年11月29日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、町長に対し、平成29年3月2日付記者発表「安八町消防団本部会計に関する監査報告書」に基づき送付された「安八町消防団費用弁償の支払いに関するお詫びについて」に関し、

- 1 費用弁償が過小に支払われていた事実に対して未払いであった費用弁償を受領するか辞退するかを確認するために「受領等希望票」を返信する返信用封筒代(発送人数分)の金額を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。
- 2 この返信用封筒に貼付された82円切手代(発送人数分)の金額を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。
- 3 平成29年10月31日までに返信が確認されない場合、日本赤十字社岐阜県支部を通じ災害被災地への寄附を止めさせるよう必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

- 4 [割り切れない金額] について日本赤十字社岐阜県支部を通じ災害被災地への寄附を止めさせるように必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 安八町消防団費用弁償の支払いに関するお詫びについて
2. 受領等希望票
3. 封筒単価
4. 発送者名簿

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、平成29年12月6日に清伸二監査委員並びに山中美恵子監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件よる判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本請求で請求人は、請求の趣旨1にて、費用弁償が過小に支払われていた事実に対して未払いであった費用弁償を受領するか辞退するかを確認するために「受領等希望票」を返信する返信用封筒代（発送人数分）の金額を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを主張している。

次に請求人は、請求の趣旨2にて、この返信用封筒に貼付された82円切手代（発送人数分）の金額を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを主張している。

次に請求人は、請求の趣旨3にて、平成29年10月31日までに返信が確認されない場合、日本赤十字社岐阜県支部を通じ災害被災地への寄附を止めさせるよう必要な措置を講ずるよう勧告することを主張している。

次に請求人は、請求の趣旨4にて、割り切れない金額について日本赤十字社岐阜県支部を通じ災害被災地への寄附を止めさせるように必要な措置を講ずるよう勧告することを主張している。

ア) 請求の趣旨1について

平成29年3月2日記者発表「安八町消防団本部会計に関する監査報告書」に基づき、費用弁償が過小に支払われていた事実に対して未払いであった費用弁償を受領するか辞退するかを確認するために「受領等希望票」を返信する返信用封筒代（発送人数分）の金額を補填させるために必要な措置を講ずるように勧告することを求める主張について、住民監査請求の要件を満たしていると判断したことから監査を実施することとした。

イ) 請求の趣旨2について

請求の趣旨1での返信用封筒に貼付された82円切手代（発送人数分）の金額を補填するために必要な措置を講ずるように勧告することを求める主張について、住民監査請求の要件を満たしていると判断したことから監査を実施することとした。

ウ) 請求の趣旨3について

平成29年10月31日までに返信が確認されない場合、日本赤十字社岐阜県支部を通じ災害被災地への寄附を止めさせるように必要な措置を講ずるように勧告することを求める主張について、住民監査請求の要件（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）を満たしていると判断したことから監査を実施することとした。

エ) 請求の趣旨4について

割り切れない金額について日本赤十字社岐阜県支部を通じ災害被災地への寄附を止めさせるように必要な措置を講ずるように勧告することを求める主張について、住民監査請求の要件（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）を満たしていると判断したことから監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成29年12月18日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は概ね次のような趣旨の陳述をした。

(1) 請求人は、追加資料を計7件提出した。

- ① 平成29年9月12日付事務連絡 安八町の対応について
- ② 平成29年9月5日付
平成29年8月4日付裁決書（謄本）に対する請願書
- ③ 平成29年9月8日付
安八町消防団本部会計監査報告書の相違点について

- ④ 出勤実費弁償相違点集計表
- ⑤ 安八町消防団本部会計に関する監査報告書
- ⑥ 平成24年度安八町消防団班長以上会議出欠席表
- ⑦ 2016年5月17日(火) 中日新聞朝刊

(2) 請求人は、追加資料①～⑦についてそれぞれ説明した。

- ① 請求人が安八町に求めている対応について、安八町側の回答が記された書面。
- ② 安八町監査委員と安八町顧問弁護士が取りまとめた安八町消防団本部会計に関する監査報告書について、情報公開請求して1,776枚の書類を確認したところ、請求人らが調査した結果と安八町監査委員と安八町顧問弁護士が取りまとめた監査報告書とに相違点があったため、この相違点について、何故この数字が採用されたのかの説明を求め、又請求人らが示した数字の方が客観的に見て根拠があると判断された場合はこちらの数字を採用してほしいと請願した書面。
- ③ 安八町監査委員と安八町顧問弁護士が取りまとめた安八町消防団本部会計に関する監査報告書と請求人らが調べた結果、相違点が何点もあり、この相違点を具体的にまとめた書面。

これについて、町は『見つかった相違点について請求人らの説明すら聞かない』とのことであった。

安八町監査委員と安八町顧問弁護士が取りまとめた監査結果報告書に誤りがあるかもしれないという点に関して『監査結果が全てである』として、私どもの指摘には聞く耳を持たず誤りを正さないということであった。

費用弁償の未払いの金額は正しい金額が支払わなければならないため根拠に基づいた金額を算定すべきであると訴えたが、残念ながら誤った金額のまま支払いになってしまうようだ。

しっかりとした根拠ある正しい金額へ正すためには、裁判もしくは調停をせざるを得ない状況になる。

このままでは問題が大きくなってしまいうため、監査委員においては、町へ『監査結果が全てである』のではなく、私どもが指摘した相違点に根拠があり、こちらの方が正しいと認められるものに関しては、その金額を採用するように助言していただくことを願います。

- ④ 安八町監査委員と安八町顧問弁護士が取りまとめた安八町消防団本部会計に関する監査報告書に基づいて費用弁償の未払い金額を支払うと、本来支払うべき金額より余分に支払ってしまうことになり町が損害を被ることになる。
- ⑤ 『例年4月初旬に開催される班長以上会議の食事代を町の一般会計から食糧費として支出することが適当と判断する。平成24年度において一般会計の食糧費からコンパニオン費用が支払われていたのではないかという疑義があった。しかし、関係者の証言により平成24年度の班長以上会議にはコン

パニオンが同席していた事実はなかったということを確認した。』ということが記載されている。

- ⑥ 一番下の欄に合計の人数が示されている。『+コンパ8名』と記載されているが、これはコンパニオン8名を意味する記載ではないかと思う。この資料より、おそらく平成24年度の班長以上会議にコンパニオンが同席していた事実があったのではないかと思われる。
 - ⑦ 2013年度の安八郡消防協会からの年末夜警激励金について、当時の担当者の不適切な会計処理と、それに伴い年末夜警激励金の使途についても不明確となった。
- (3) (1) 及び (2) から、安八町消防団本部会計監査を取りまとめるにあたりいろいろな調査が不十分であり信憑性に欠ける部分もあるのではないかということ指摘する。今一度、しっかりと確認して正しい金額の支払いをお願いする。
 - (4) 平成25年度第2分団3部部長並びに班長との打ち合わせ(平成29年9月13日)、安八町消防団費用弁償の支払いに関するお詫びと説明会(平成29年9月15日)について、「未払い金の該当者、つまり債権者である私どもは、事前に安八町から文書、又は口頭で案内された者のみの参加以外は認めない。」との理由から説明会の参加を拒否された。
 - (5) この説明会は、当時の部長と班長だけが案内された。
 - (6) 当時の部長と班長は、現在、当時の部員に対して何も権限を持っていない消防団OBであり、私どもと同じ債権者という立場だけである。
 - (7) 本件、住民監査請求で問題となっている未払い金を受領するか辞退するかの確認が必要であるかとの点で、受領を辞退し寄附という案はおそらくその説明会での消防団OBの誰かが発言したものであろうと思う。しかし、もし私がその説明会に参加していたら本件住民監査請求で記載した意見をその場で発言しており、行政がその意見を参考にして進めてもらえれば本件住民監査請求はしなくても済んだものであり、町が債権者の意見を広く聞こうとしなかったため今回の住民監査請求を招いてしまったものである。
 - (8) 本件住民監査請求で私が主張している未払い金を受領するか辞退するかを確認するために82円切手を133名分(10,906円)+返信用封筒代2.98円/枚×133名分(396.34円)、合計11,302.34円も使って確認したことは、公金の無駄遣いと言わざるを得ないものである。未払い金は支払わなければならないのが原則であり、町は速やかに手続きをするのが当たり前である。受領するか辞退するかを確認すること自体が不要であり、確認のために公金を使うことは決して許されるものではない。
 - (9) 今の町は幹部をはじめ、真に必要なものに限り公金を使うことができるという原則意識が薄く感じられる。
 - (10) 町は意見を全く聞こうともせず、誤りを正そうとしないことから問題をより大きくしている。町側から、「警察に行ってはどうか。問題を解決するには出る所

へ出てもらえれば。」、つまり警察や裁判、調停でしか問題解決できない状況を作っている。このように問題を大きくするのではなくしっかりと意見を聞き、意見を聞いた上で根拠があるものについては対応して問題が小さいうちに解決するように、つまり話し合いを持つようにと町に対して助言してほしい。

2 監査対象事項等

(1) 監査対象事項

法第242条の要件に係る判断により、本請求に係る公金の支出が違法若しくは不当に当たるかどうかを監査対象とした。

(2) 監査対象課

総務課を監査対象課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

監査対象事項について、関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 平成29年3月2日付記者発表「安八町消防団本部会計に関する監査報告書」の監査結果を根拠とする、安八町消防団費用弁償支払い不足分204,000円（以下「未払い金」という。）の取り扱いの方向性を決定するため、「安八町消防団費用弁償の支払いに関するお詫びと説明会の開催について（文書）」を平成29年8月17日、平成23～26年度の間で該当する部の部長及び班長25名に発送した。
- (2) 安八町消防団費用弁償の支払いに関するお詫びと説明会（以下「説明会」という。）は、平成29年9月15日（金）役場3階会議室で開催した。（案内文書による出席者7名・欠席者18名：欠席者の内、委任状提出者15名／委任状未提出者3名
※委任者：委任状提出者、受任者：安八町消防団長 金森勝由、委任事項：平成23～26年度にかけて、私（未払い金受領該当者）が所属していた部へ本来支払われるべき安八町消防団費用弁償と過小に支払われていた同費用弁償額との差額の取り扱いに関する一切の件）
- (3) 説明会では、未払い金に係る取り扱いの方向性について、出席者1人ひとりから意見や考え方を聞いた。

その意見や考え方は、「未払い金中、個人へ支払われるべき金額を受領する、受領を拒否（辞退）する、現在の消防団に寄附する、消防団の活動意義に沿うように日本赤十字社岐阜県支部を通じ災害被災地へ寄附する。」との4種類に取りまとめられた。最終的に、説明会出席者の合議（委任状提出者も同様の解釈とする。）で「該当者が個々に希望する選択肢で対応する。」、「希望する選択肢の確認は事務処

理のミスを防止するためにも書面でのアンケート方式とし、お詫びと支払いに係る説明文書にアンケート（以下「受領等希望票」という。）と返信用封筒を同封し該当者全員に送付する。」「返信期日を設けないと最終的に取りまとめることが困難になると考えられることから、返信期日を設けて、その上で返信が確認されない場合は辞退とみなし、その該当者に係る未払い金を日本赤十字社岐阜県支部を通じて災害被災地へ寄附させていただく旨を表記する。」、又「端数（割り切れない金額）については、円以下の単位となり現実的に取り扱いが不可能と考えられることから、返信が確認されない場合と同様の対応とする。」と方向性が決定した。

(4) (3) で決定した未払い金の取り扱いの方向性を安八町として採用するため、安八町長の決裁（平成29年10月2日決裁）を得た。

(5) 平成29年10月6日付で「安八町消防団費用弁償の支払いに関するお詫びについて（書面）、受領等希望票、返信用封筒（82円切手貼付済）」を該当者全員分（133件）発送した。（所在不明等による差し戻し無し）

なお、安八町消防団費用弁償の支払いに関するお詫びについて（書面）には、未払い金中、個人へ支払われるべき金額、端数（割り切れない金額 ※日本赤十字社岐阜県支部を通じ災害被災地へ寄附させていただく旨を表記）、返信期日（平成29年10月31日）とその期日までに返信が確認されなかった場合の取り扱い（日本赤十字社岐阜県支部を通じ災害被災地へ寄附する旨）等、該当者へのお詫びとお知らせすべき全ての情報を明記した。受領等希望票には、3つの選択肢（①受領する ※退職報奨金を受領した金融機関の口座、②辞退し、以前に所属していた現在の同分団同部に寄附する、③辞退し、日本赤十字社岐阜県支部を通じ災害被災地へ寄附する）、返信期日（平成29年10月31日）とその期日までに返信が確認されなかった場合及びいずれの選択肢にも該当者の意思表示がされず返送されてきた場合の取り扱い（日本赤十字社岐阜県支部を通じ災害被災地へ寄附する旨）等を明記した。なお、受領等希望票には該当者（意思表示をする者）の氏名、住所、電話番号、及び記入年月日を記載する欄を設けた。

(6) 監査日現在（平成29年12月21日）において、受領等希望票の受付が確認された件数は請求人を含む102件である。なお、102件の内、請求人を含む11件は役場へ持参したため、返信用封筒に貼付してある82円切手は再利用が可能な状態である。

(7) 監査日現在（平成29年12月21日）において、返信が確認されない21件の該当者には、再度、個別に確認した後にその意思に応じた対応をする。

(8) 端数の取り扱いについては、その取り扱いに対して反対意見を主張する該当者は請求人を含む計2名である。このことから、反対意見を主張しない該当者は反対意見を主張する該当者と比較しても圧倒的多数である。よって、反対意見を主張している該当者に直接関係する端数（割り切れない金額）以外については、既に安八町消防団費用弁償の支払いに関するお詫びについて（書面）でお知らせしていることから、日本赤十字社岐阜県支部を通じて災害被災地へ寄附することが、反対意見を

主張しない該当者の意思を反映させることになると考えている。

第6 判断に当たっての関係法令等について

(1) 民法167条

債務不履行の時効期間は10年であり、債権等の時効消滅に係る旨が規定されている。

第7 監査の結果

本請求については、次のように決定した。

本請求で請求人は、「過小に支払われていた費用弁償、つまり、費用弁償の未払い分の支払いに関して、安八郡安八町は本人の受領の意思や辞退の確認は不要であり、速やかに該当者全員へ支払いの手続きをして支払わなければならないものである。(この未払い分の費用弁償は一旦支払いを受けてから寄附しようが、どのように使うかはその本人の自由である。) また、この意思の確認は、本来、全員の該当者へ支払う事務処理を少しでも減らそうと受領の辞退を促す意図があると考えられ、安八郡安八町が全員の該当者への支払い手続きを怠る職務怠慢であり、違法若しくは不当な確認であると言わざるをえない。」と主張している。

そのうえで請求人は、受領意思の確認のため使用された返信用封筒代(発送人数分)及び返信用封筒に貼付された82円切手代(発送人数分)は、安八郡安八町が被った損害というべきであるから、町長や関わった関係機関は同損害を補填するために必要な措置を講ずるように勧告することを求めている。

本件に係る監査結果を判断するに当たり、返信用封筒と返信用封筒に貼付された切手代(82円)の支出の原因となった、該当者全員に送付された『受領等希望票』の必要性について検討することとした。

平成29年9月15日(金)午後8時00分から、役場3階会議室で行われた説明会で、未払い金の取り扱いに係る方向性が示された経緯と受領等希望票の記載内容から、返送が伴う受領等希望票による該当者への意思確認は、請求人が主張する「この意思の確認は、本来、全員の該当者へ支払う事務処理を少しでも減らそうとする受領の辞退を促す意図が考えられ、安八郡安八町が全員の該当者への支払い手続きを怠る職務怠慢であり違法若しくは不当な確認」ではなく、かつ、その確認のために支出した返信用封筒代と切手代(82円)は、違法若しくは不当な公金の支出ではないと判断した。

むしろ、安八町消防団費用弁償の支払いに関するお詫びについて(書面)と受領

等希望票とで、該当者1人ひとりの意思が確認されたと考えるべきである。

次に請求人は、「安八郡安八町が勝手に決めた期日をもって勝手に寄附されることは法的根拠がなく許されるものではない。強いて言うならば債務不履行の時効期間10年をもって寄附すべきである。安八郡安八町が日本赤十字社岐阜県支部を通じ災害被災地への寄附を勝手にした後で未払いの該当者(債権者)が未払い分の請求、つまり債権を主張した場合、その主張は法的根拠があり安八郡安八町は未払い分を支払わなければならない損害を被ることとなる。」と主張している。

併せて「割り切れない金額を勝手に安八郡安八町により寄附されることは法的根拠がなく許されるものではない。強いて言うならば、全員の該当者(債権者)の総意をもって寄附とすべきである。もしくは他の使い道の希望は無いか確認すべきである。安八郡安八町が日本赤十字社岐阜県支部を通じ災害被災地への寄附を勝手にした後で全員の該当者(債権者)が総意をもって他の使い道を主張した場合、その主張は法的根拠があり安八郡安八町は未払い分を支払わなくてはならず損害を被ることとなる。」と主張している。

そのうえで請求人は、日本赤十字社岐阜県支部を通じ災害被災地への寄附を止めさせるように勧告することを求めている。

これは、法第242条第1項中の括弧書き「当該行為がなされることが相当な確実さをもって予測される場合も含む。」とのことから勧告を求めているものと考えられる。

しかしながら、本件については、これまでの経緯や安八町消防団費用弁償の支払いに関するお詫びについて(書面)と受領等希望票との記載内容、受領等希望票の返信が確認されない該当者への対応方針、端数(割り切れない金額)に係る対応の考え方から判断しても、不当な公金の支出が相当な確実さをもって予測されるものではない。さらに安八町消防団費用弁償の支払いに関するお詫びについて(書面)と受領等希望票の発送日(平成29年10月6日)から安八町が指定した返信期日(平成29年10月31日)までは26日間(※初日不算入)あり、かつ、その内容からしても、過去に消防団に在籍した者であれば、本件について一定の判断をするための時間としては十分だと考えられる。

また、請求人は、「『安八郡安八町が日本赤十字社岐阜県支部を通じ災害被災地への寄附を勝手にした後で全員の該当者(債権者)が総意をもって他の使い道を主張した場合』について主張しているが、」これまでの経緯を確認する限りそれが現実のものになるとは考えられない。

以上のことから、本請求で請求人が主張している請求内容については、違法若しくは不当な公金の支出(当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。)であると断定することはできない。

よって、安八町が損害を被ったとは認められず、請求人の主張には理由がないと判断する。

第7 監査の結論

請求人の請求には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

本請求の原因となり、かつ平成29年3月2日付記者発表「安八町消防団本部会計に関する監査報告書」に記されている不適切な事務処理は言語道断であり許されるものではない。

今後は、職員が一丸となり町民の信頼を回復するために努めるべきである。